

平成 27 年 1 月 9 日

長野県知事

阿 部 守 一 様

長野県公共事業評価監視委員会

委員長 松岡 保正



平成 26 年度長野県公共事業評価について

平成 26 年 9 月 12 日に当委員会へ提出された公共事業の評価案に対する意見については、別紙のとおりです。

総 論

本年度、長野県から長野県公共事業評価監視委員会に対し、意見を求められた公共事業の評価案（新規評価、再評価、事後評価）については、4回の委員会と2回の現地調査を実施し、審議を行ったところである。

県の評価案は、事業の進捗状況や必要性、緊急性など評価の視点に照らし、いずれも妥当であるものと判断したところである。

なお、本年度から事後評価を本委員会の審議対象に加えたことで、県が実施する一連の公共事業評価に対する第三者評価の制度が確立したところであり、今後、新規評価、再評価、事後評価と各過程における評価を生かし、公共事業のPDCAサイクルを循環させることで、より効率的で効果的な事業の実施を求めるものである。

最後に、本年度は7月の土石流災害に始まり、御嶽山の噴火、さらに長野県神城断層地震と大きな自然災害が長野県を襲い、尊い人命や貴重な財産が失われ、住民生活や産業、観光などにも深刻な被害をもたらしている。

地域住民が安全かつ安心して生活を送るうえで、社会資本の整備が果たす役割は大きいことから、その実施に当たっては、事業の重要性や必要性を県民により理解してもらうための積極的な取組を望むものである。